

(70歳から74歳までの国民健康保険被保険者)

## 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証について

入院、外来費用等お支払いの際は、当該認定証または限度額区分が記載された資格確認書を医療機関の窓口にご提示いただくことで、下記のとおり一部負担金限度額の適用及び標準負担額の減額が受けられます。

ただし、所得区分が「現役並みⅢ」または「一般」の方は、自動的に限度額が適用されますので、限度額適用認定証は交付されません。

※マイナ保険証（健康保険証として利用登録済みのマイナンバーカード）は限度額適用認定証として利用できます。

記

## 1 自己負担限度額（月額）

所得区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得の方	現役並みⅢ (課税所得 690 万円以上)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 【多数回該当 140,100円】	
	現役並みⅡ (課税所得 380 万円以上 690 万円未満)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 【多数回該当 93,000円】	
	現役並みⅠ (課税所得 145 万円以上 380 万円未満)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 【多数回該当 44,400円】	
一般		18,000円 【年間限度額 144,000円】	57,600円 【多数回該当 44,400円】
低所得の方	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

○**課税所得**とは、同世帯の70歳～74歳の国民健康保険加入者全員の「総所得金額等から住民税所得控除額を差し引いた額の合計額」です。診療月が8月～12月の場合は前年、1月～7月の場合は前々年の課税所得で所得区分を判定します。

○**入院時の食事代や保険適用とならない費用(差額ベッド代など)は対象外となります。**

○所得区分判定のため、世帯主と国保加入者全員の所得状況が申告されている必要があります。

○住民税の修正申告や世帯員の異動等により、**所得区分に変更があった場合には新たな区分の認定証または限度額区分が記載された資格確認書を交付**いたします。交換等せずにそのまま使用したときは、後日医療費の清算が発生する場合があります。

(裏面に続きます)

## 2 入院時食事代の標準負担額

区 分	入院時の食事代 (1食あたり)	
現役並み所得及び一般	550円	
低所得Ⅱ	90日までの入院 (過去12か月の入院日数)	270円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	220円
低所得Ⅰ	130円	

## 3 生活療養標準負担額 (療養病床に入院する65歳以上の方が対象)

区 分	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
現役並み所得及び一般	550円	430円
低所得Ⅱ	270円	430円
低所得Ⅰ	160円	430円

(注)

- 低所得Ⅱ…世帯主及び同一世帯の国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する方
- 低所得Ⅰ…世帯主及び同一世帯の国保被保険者が住民税非課税で、各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額80万円)を差し引いたときに0円となる世帯に属する方
- 現役並み所得…同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳から74歳までの国保被保険者がいる世帯に属する方
- 多数回該当…診療月当月を含む過去12か月の間に、自己負担限度額の適用された月が3回以上ある場合、4回目以降の自己負担限度額がさらに軽減されます。

### ◆認定証の更新

自動更新ではありません。国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日までとなっており、8月以降も継続して認定証が必要な場合は、申請が必要です。8月以降の申請は、7月中旬から受付を始めますので、再度申請をしてください。住民税の課税状況等をもとに、毎年、認定の見直しを行います。

※マイナンバーカードを限度額認定証としてご利用の場合、情報が自動的に更新されるため、申請の必要はありません(過去12か月間の入院日数が合計91日以上になった場合を除く)。

問合せ先 山武市役所国保年金課国民健康保険係  
☎0475-80-1143